

中小企業・小規模企業感染症対策事業費補助金 (感染症拡大防止・非対面ビジネスモデル構築事業)

1 事業の内容

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、「感染防止対策取組書」を掲示している県内中小企業者等の皆様を対象に、感染症の拡大防止や非対面ビジネスモデルの構築に取り組む費用の一部を補助する「神奈川県中小企業・小規模企業感染症対策事業費補助金<感染症拡大防止・非対面ビジネスモデル構築事業>」の公募を、5月19日から開始します。

事業区分	公募期間	申請方法
感染症拡大防止事業・非対面ビジネスモデル構築事業	令和3年5月19日(水) ～7月30日(金)	郵送のみ(7月30日(金) 消印有効)

※受付は先着順です。公募期間中でも、申請の合計額が予算額に達した場合は、受付を締め切ります。受付状況は随時ホームページでお知らせしますのでご確認ください。

※補助金の交付決定日から令和3年11月30日(火曜日)までに実施した事業が補助の対象となります。

※新たな商品の開発又は生産、新サービスの開発又は提供、商品の新たな生産方式又は販売方式を導入する事業は、別紙「神奈川県中小企業・小規模企業感染症対策事業費補助金<ビジネスモデル転換事業>」をご利用ください。

2 補助制度の概要

事業区分	補助事業の内容	取組事例	補助率	補助上限額
① 感染症拡大防止事業	・新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する事業	・アクリル板、換気設備、加湿器等の導入など	補助対象経費の3/4以内	100万円 (①と②併せた上限額) 工事を伴う換気設備を導入する場合は200万円
② 非対面ビジネスモデル構築事業	・非対面ビジネスモデルの構築及びそれに係る広報を実施する事業 ・非対面に資するITサービスを導入する事業	・デリバリーサービス利用やテイクアウト用窓口設置 ・会計ソフトの導入など		

<工事を伴う換気設備を導入する場合の補助上限額>

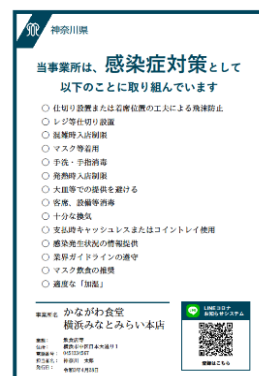
- ・換気設備の補助額 ≤ 100万円 → その他の補助額の上限：100万円
- ・換気設備の補助額 > 100万円 → その他の補助額の上限：200万円 - 換気設備の補助額

3 補助対象者

県内の事業所で補助事業を実施し、WEB登録して発行された「感染防止対策取組書」を掲示している中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第2条第1項に規定する中小企業者、特定非営利活動法人、社団法人、財団法人。

なお、令和2年度に実施した「神奈川県中小企業・小規模企業再起促進事業費補助金」又は「神奈川県中小企業・小規模企業感染症対策事業費補助金」で補助金の交付(支払い)を受けている事業者は申請できません。ただし、遮蔽物(アクリル板等)又は換気設備(換気扇等)に係る経費のみ申請可能です。(詳細につきましては、公募要領をご覧ください)。

(参考) 感染防止対策取組書



4 補助対象経費

補助対象となる経費は、次のとおりです。

事業区分	対象経費
④ 感染症拡大防止事業	遮蔽物（アクリル板、パーテーション、透明ビニールシート）、換気設備（工事を伴う換気設備導入、換気機能付きエアコン、扇風機、サーキュレーター）、その他（加湿器、CO ₂ 濃度測定器、空気清浄機、空気清浄機付きエアコン、除菌剤の噴霧装置、オゾン発生装置、紫外線照射機、非接触体温計、サーモカメラ、携帯型アルコール検知器）※記載の経費限定です。
⑤ 非対面ビジネスモデル構築事業	物品購入費、施設工事費、ITサービス導入費※1、広告宣伝費※2、※1と※2の各補助対象経費の上限額は30万円です。

補助の対象となる事業は、交付決定日から令和3年11月30日（火）までに実施した事業です。

（交付決定日以降に「発注・契約・登録・申込等」をし、補助事業の完了日（令和3年11月30日（火））までに「納品・工事完了等」及び「支払い」が完了したものが対象です。交付決定日より前に「発注・契約・登録・申込等」をした場合は、補助の対象となりません。また、12月1日（水）以降に「納品・工事完了等」又は「支払い」を行ったものも補助の対象となりません。）

5 申請要件

- （1）新型コロナウイルス感染症による事業環境への影響を乗り越えるため、新たに取り組む事業であること
- （2）補助対象となる事業を神奈川県内の事業所で実施すること
- （3）県ホームページの「登録・発行フォーム」に登録し発行された「感染防止対策取組書」を店舗・施設の店頭等に掲示していること
- （4）営業許可等を受けている、又は補助事業実施までに許可等を取得する見込みがあること（行政庁の許可等が必要な業種の場合）
- （5）神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第10条の規定に該当しないこと
※その他、詳しくは、公募要領をご覧ください。

6 補助金の交付決定等

受け付けた交付申請については、申請条件に合致するか等の審査を行います。審査の結果、補助金の交付を決定した事業者には「交付決定通知書」、それ以外の事業者には「不交付決定通知書」を郵送します。

申請・問合せ先

神奈川県感染症対策補助金班（感染症拡大防止・非対面ビジネスモデル構築事業）

〒231-0023 神奈川県横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル内

電話番号 (080)7654-1148, (080)7654-1162, (080)7654-1172, (080)7654-1189, (080)7654-1235
(080)7654-1254, (080)7654-1289